様式第4号（第7条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

|  |
| --- |
| 丸亀市長　　　　　　　印 |

支給決定

未支払　子ども手当 　　　　　通知書

請求却下

　　　　　年　　月　　日付で請求のありました未支払子ども手当の支給につ

支給することに決定

いては、次のとおり 　 しましたので通知します。

請　求　を　却　下

　なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に香川県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けた日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に丸亀市を被告として（訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となります。）提起することができます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 支  払  の  内  容 | 支払期間 | | 年　　　月分から  　　 年 月分まで |
| 支払金額 | | 円 |
| 支払年月日 | | 年　　　　　月　　　　　日 |
| 支払方法 | |  |
| 却下の理由 | |  | |

記